



国連海洋法条約裁判手続における適用法を根拠とした管轄権拡張可能性を巡る判例の展開

山下, 毅

(Citation)

神戸法學雑誌, 73(3):99-140

(Issue Date)

2023-12-22

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100486164>



神戸法学雑誌第七十三巻第三号二〇二三年十二月

国連海洋法条約裁判手続における 適用法を根拠とした管轄権拡張可能性を 巡る判例の展開

山下 毅

はじめに

本稿は、国連海洋法条約（以下「UNCLOS」と称す。）VX部2節に設定される義務的裁判手続（以下「UNCLOS 裁判手続」と称す。⁽¹⁾）における事項的管轄権と適用法の関係性を検討することを目的とする。はじめに、筆者の問題関心を明らかにするために、UNCLOS 裁判手続における事項的管轄権の射程について、および事項的管轄権に対して適用法がどのような影響を与えるかについて述べておこう。

まず、事項的管轄権についてUNCLOSの規定ぶりを見てみよう。UNCLOS288

-
- (1) UNCLOS287条では、UNCLOS義務的裁判手続として、UNCLOS附属書VIによって設立される国際海洋法裁判所（以下「ITLOS」と称す。）、国際司法裁判所（以下「ICJ」と称す。）、UNCLOS 附属書VIIによって組織される仲裁裁判所（以下「UNCLOS 仲裁」と称す。）、UNCLOS 附属書VIIIに規定する一又は二以上の種類の紛争のために同附属書によって組織される特別裁判所（以下「UNCLOS 特別仲裁」と称す。）の4つがある。本稿における「UNCLOS 裁判手続」とは、UNCLOSに基づき設定されるこれら4つの仲裁・裁判手続の総称を指すものとする。

条1項は、UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権について、「この条約の解釈又は適用に関する紛争（dispute concerning the interpretation or application of this Convention）であってこの[XV]部の規定に従って付託される」と規定している。このように、UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権の射程内であるためには、第1に、付託された紛争がUNCLOSの解釈または適用に関する紛争（以下「UNCLOS 紛争」）であることが求められている。また、第2に、紛争がUNCLOS 第XV部の定めに従って付託されていることが求められている。特にUNCLOS XV部3節は、UNCLOS 紛争のうち一定の種類の紛争に関しても、管轄権の制限および除外を認めている。具体的には、297条の規定に該当する紛争は、UNCLOS 裁判手続の適用制限を受けると規定されている。また、298条の規定に該当する紛争は、国家の宣言によってUNCLOS 裁判手続の適用が除外されると規定されている。そのため、UNCLOS 紛争であるか否かに加え、UNCLOS XV部3節に規定されている類型に該当する紛争であるか否かを検討する必要がある。

次に、UNCLOS 裁判手続における適用法について見てみよう。UNCLOS 293条1項は、「この節に基づいて管轄権を有する裁判所は、この条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則（other rules of international law not incompatible with this Convention）を適用する（shall apply）」と規定している。本条は、UNCLOS 裁判手続がUNCLOS 紛争を法的に解決することを要する根拠として解されるが、次の点が注目される。つまり、UNCLOS 裁判手続は、UNCLOS に直接規定されていないがUNCLOS と抵触しない国際法の原則や規則を適用することが要求されている⁽²⁾。

このようなUNCLOS 293条1項の規定によって問題となるのが、UNCLOS 裁判手続が293条1項に基づきUNCLOS 以外の国際法違反について判断を下すこ

(2) Bjørn Kunoy, “The Scope of Compulsory Jurisdiction and Exceptions Thereto under the United Nations Convention on the Law of the Sea,” *The Canadian Yearbook of International Law*, Vol. 58 (2020), p. 96; Dai Tamada, “UNCLOS Dispute Settlement Mechanism: Contribution to the Integrity of UNCLOS,” *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 61: 2018 (2019), p. 148.

とにより、UNCLOS288条1項に定められた射程外の事項である非UNCLOS紛争に対してUNCLOS裁判手続が管轄権を行使する可能性が生じる。

このような現象が想定される要因として、紛争当事国、特に原告がUNCLOS裁判手続、特に附属書 VII 仲裁を ICJ の代替手段として利用する可能性を探ることが指摘される。ICJ は、あらゆる国際法に関する紛争を処理する能力を有するが、管轄権の合意原則によって付託が阻まれる場合がある。すなわち、紛争の一方当事国が ICJ による解決を望んでも、他方当事国の合意を得られない場合、当該紛争を ICJ に付託することができない。

これに対し、UNCLOS 裁判手続は、紛争当事国のいずれかによる一方的な申立によって管轄権を設定することができる。以下、UNCLOS 裁判手続がどのように一方紛争当事国の申立による紛争付託を認めているのかを概観しよう。

UNCLOS のうち紛争解決手続を規定する XV 部では、まず 1 節において、279 条が UNCLOS 紛争の解決手段について国連憲章 33 条 1 項に規定される平和的解決手段を自由に選択することを認め、280 条から 282 条がそのように任意的に選択された手続の扱いを規定している。また、紛争当事国に対して解決に向けた意見交換等を行う義務を 283 条で規定している。このような 1 節の定めによっても解決されない場合、UNCLOS XV 部 2 節は、紛争の一方当事国により UNCLOS287 条 1 項に規定された ITLOS、ICJ、UNCLOS 仲裁、UNCLOS 特別仲裁の 4 つの仲裁・裁判手続のうち紛争当事国間の合意により選択された手続を開始することを定めている。紛争当事国間で手続の選択が合致しない場合、UNCLOS287 条 5 項が UNCLOS 仲裁に付託することを規定している。このように、どの紛争解決フォーラムを選択するか紛争当事国間で合意に至らない場合であっても、UNCLOS 仲裁が受け皿となるような規定ぶりになっている。そして、UNCLOS309 条は、UNCLOS のいずれの条文も UNCLOS 内で明示的に認められている場合を除き留保を付すことも適用を除外することも禁止している。そのため、国家は UNCLOS 締約国である限り、このような UNCLOS の紛争解決制度の適用を免れることができない。

以上のように、UNCLOS 裁判手続は、UNCLOS 締約国間の紛争について、

紛争当事国のいずれかによる一方的申立により管轄権が設定される「強制管轄権」が導入されている。UNCLOS裁判手続の強制管轄権に基づき、紛争当事国はICJに付託できない紛争をUNCLOS裁判手続に付託し、何らかの判断を得ようとする考えられる。

また、UNCLOSは国際社会の様々な地域における非常に多くの国家が締約国となっていることから、多くの国家がUNCLOS裁判手続の強制管轄権に服している。このように、UNCLOS裁判手続の人的管轄権（*jurisdiction ratione persone*）の射程の広さも、ICJの代替手段としてUNCLOS裁判手続が利用され得る要素として考えられるだろう。

第1章 国連海洋法条約裁判手続の機能と事項的管轄権

UNCLOS裁判手続の機能に関する学説では、Oxmanによって異なる2つの見解が示されている。まず一方の見解は、「実体的モデル」(substantive model)と称される。この見解では、UNCLOSの機能を海洋における国家の権利義務に関する原則および規則を制定することと定めたうえで、UNCLOS裁判手続はUNCLOSにより定められた秩序を明確化すること、そしてその原則および規則の遵守を保証することを意図して設計されていると述べている⁽⁴⁾。この見解では、国際裁判における紛争解決機能、法解釈適用機能、法秩序促進機能の3つの機能のうち、法秩序促進機能を重視していると考えられる⁽⁵⁾。

(3) 本稿が執筆された2023年8月31日時点における締約国数は、169か国である。United Nations Treaty Convention, Chapter XXI 6, at https://treaties.un.org/pages/ViewDetailsIII.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXI-6&chapter=21&Temp=mtdsg3&clang=_en (as of August 31, 2023).

(4) Bernard Oxman, “Complementary Agreements and Compulsory Jurisdiction,” *American Journal of International Law*, Vol. 95 (2001), p. 227.

(5) Natalie Klein & Kate Parlett, *Judging the Law of the Sea – Judicial Contributions to the UN Convention on the Law of the Sea*, (Oxford University Press, 2022) p. 10.

実体的モデルは、国際裁判を国家の受託者（trustee）であるとする説明（受託理論）と符合すると評価される。受託理論は、以下に示される UNCLOS 裁判手続の2つの目的と合致している。第1の目的は、UNCLOS 全体の利害調整である。UNCLOS は320の条文と9つの附属書により海洋に関する広範な事項を規律し、多数の締約国の多様で複雑な利害調整の総体として成立している。そのため、国家が UNCLOS の一部を一方的かつ恣意的に解釈することで生じる UNCLOS 紛争の未解決の状態が継続した場合、UNCLOS 全体の利害のバランスが崩壊する危険を有する⁽⁶⁾。そのため、UNCLOS はパッケージ・ディールとして紛争解決制度を包含し、UNCLOS 裁判手続は利害バランスのセーフガードとして機能し、UNCLOS の統一性および一体性を維持するよう期待された⁽⁷⁾。第2の目的は、法規則の明確化である。UNCLOS は普遍的で包括的な統一の海洋法条約として成立することに力点が置かれたため、規定の詳細にまで必ずしも合意がなくても支障が生じないと考えられたと解されている⁽⁸⁾。すなわち、UNCLOS は、条約交渉過程における対立を回避して合意を実現するために、抽象的な規定を多く採用しているのだという⁽⁹⁾。そこで、UNCLOS は裁判手続を含む紛争解決制度をパッケージ・ディールとして包含し、残存した条文中の曖昧さや未確定事項を、条約運用を通じて補充し、実質的内容を確定してゆくことが期待されていたという⁽¹⁰⁾。山本草二は、UNCLOS 紛争解決制度が独自の制度を有している点を指摘し、UNCLOS の内容が条約採択後の国家実行の集積を

-
- (6) 河西直也「第 XV 部紛争の解決」『新海洋法条約の締結に伴う国内法制の研究』第4号（1985年）97頁。
 - (7) 宮野洋一「国際紛争処理制度の多様化と紛争処理概念の変容」『国際法外交雑誌』97巻2号（1998年6月）24-25頁。
 - (8) 同上、24頁。
 - (9) 古賀衛「紛争解決—海洋法の手続法的発展—」『世界法年報』17号（1998年3月）103頁。
 - (10) Natalie Klein, “The Effectiveness of the UNCLOS Dispute Settlement Regime: Reaching for the Stars?,” *Proceedings of the Annual Meeting (American Society of International Law)*, Vol. 108 (2014), p. 360.

通じて実質的に確定される部分が少なくないことの証左であると評している。⁽¹¹⁾
 一般的・抽象的な文言が採用された規定の例として、海洋境界画定手法に関する規定や、船舶および乗組員の速やかな釈放における合理的な保証金等の算定方法などが挙げられ、⁽¹²⁾
⁽¹³⁾これらの規定はその後の判例や国家実行の集積によって明確化が図られた。

実体的モデル＝受託理論を支持する場合、UNCLOS 裁判手続の管轄権は拡張的に捉えられることになる。UNCLOS が海洋に関する普遍的な単一条約を目指しており、UNCLOS 前文では「海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要があることを認識」すると述べてつづも、「この条約により規律されない事項は、引き続き一般国際法の規則及び原則により規律される」と述べている。つまり、UNCLOS は海洋の問題が全体として検討される必要があることを説きつつ、UNCLOS 自身が海洋に関するあらゆる事項を包括的に規律しておらず、一部の海洋事項については一般国際法の規律に委ねられていると認識している。これらの UNCLOS の理念を達成するためには、UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権を拡張的に捉えるべきである。

ただし、UNCLOS 裁判手続は、実体的モデル＝受託理論によって完全に説明できる訳ではない。国際裁判の受託理論は、有権的解釈権、強制管轄権、裁判所の判断の不可逆的効果の3つの要素により構成されるとい⁽¹⁴⁾う。しかし、有権

(11) 山本草二『国際法【新版】』（有斐閣、1994年）379頁。

(12) 古賀「前掲論文」（注9）116頁；Tamada, *Supra* note 2, pp. 133-134 (footnote 8)。

(13) UNCLOS 292 条 4 項は、船舶が抑留された場合において、合理的な保証金が支払われた、または合理的な他の金銭上の保証が提供された後、船舶およびその乗組員を速やかに釈放することを規定している。その金額の具体的な算定方法については UNCLOS 内で触れられていないが、UNCLOS 裁判手続の判例を通じて発展した。柳井俊二「海洋法の漸進的発達に対する国際海洋法裁判所の貢献」岩沢雄司、岡野正敬編『国際関係と法の支配－小和田恆国際司法裁判所裁判官退任記念』（信山社、2021年）、300頁。

(14) Geir Ulfstein, “International Courts and Judges: Independence, Interaction, and Legitimacy,” *New York University Journal of International Law and Policy*, Vol. 46 (2014), p. 852.

的解釈権について、UNCLOS部1節は紛争当事国による紛争解決手続の選択の自由を認めている点で、UNCLOS裁判手続は完全に有権的解釈権を付与されていない。⁽¹⁵⁾ また、UNCLOS部3節において、一定の紛争に対して義務的裁判手続からの適用制限や選択の除外が認められていることから、強制管轄権についても不完全なものである。⁽¹⁶⁾

Oxmanにより示されたUNCLOS裁判手続に関するもう一方の見解は、「手続的モデル」(procedural model)と称される。手続的モデルでは、UNCLOSは一般的な原則を具体的な法的措置に変換するための政治的取極めによって実施されるべきものと捉え、UNCLOS裁判手続はこれらの原則を実施するために確立された政治的システムに付随するものであると述べられている。⁽¹⁷⁾ 手続的モデルは、国際裁判を国家に対する有益な情報を提供するエージェント(agent)であるとする説明と符合する。⁽¹⁸⁾ この見解では、政策決定における国家にあると想定されており、国際裁判は国際法に対して大きな影響力を持たないと考えられている。

手続的モデル＝エージェント理論を支持する場合、UNCLOS裁判手続の管轄権の拡張は慎重に検討されることとなる。UNCLOSの締約国がUNCLOS裁判手続の強制管轄権に服するのは、UNCLOS締約国としてUNCLOSの強制管轄権を規定するUNCLOSに合意していることを根拠としている。⁽¹⁹⁾ したがって、UNCLOS裁判手続も国際裁判の管轄権の合意原則の例外ではなく、⁽²⁰⁾ 国家の合意を尊重すればUNCLOS裁判手続の事項的管轄権は拡張的に解されるべきではない。

(15) *Supra* note 5, p. 10.

(16) *Ibid.*

(17) *Supra* note 4, p. 227.

(18) *Supra* note 5, p. 10.

(19) 兼原敦子「裁判管轄権と適用法の関係：国連海洋法条約における司法裁判および仲裁裁判」芹田健太郎、坂元茂樹、薬師寺公夫、浅田正彦、酒井啓亘編『実証の国際法学の継承－安藤仁介先生追悼』（信山社、2019年）544頁、脚注4。

(20) 同上、545頁。

ただし、手続モデル＝エージェント理論であっても、UNCLOS裁判手続を十分に説明できる訳ではない。例外が存在することにより完全ではないものの、UNCLOS裁判手続には強制管轄権が導入されていることから、一定程度の有権的な性質が認められるだろう。また、判決の執行力が国内裁判所と違って不十分であるものの、このことによってUNCLOS裁判手続の判決の拘束力が否定され、交渉など法的拘束力のない他の紛争解決手段と同視されると考えるべきではない。

以上のように、UNCLOS裁判手続の事項的管轄権の射程を巡る議論は、UNCLOS裁判手続の機能に対する見解と関わっている。そして、上述の実体的モデル＝受託理論および手続的モデル＝エージェント理論は、両者のうちいずれかのみが絶対的に正しいというものではないため、UNCLOS293条に基づく適用法がUNCLOS裁判手続の事項的管轄権の射程にどのような影響を与えるのかについて、これらの見解の検討のみをもって結論を述べることはできない。

また、UNCLOS293条1項の文言および起草過程からは、UNCLOS裁判手続が具体的にどのような国際法規則を適用するのか、また国際法を適用するとは具体的にどのような意味なのかについて、明らかではない。⁽²¹⁾

そこで、次章からは、UNCLOS293条1項の適用法がUNCLOS裁判手続の事項的管轄権の射程に与える影響が争点となった判例を検討する。

(21) Myron H. Nordquist (editor-in-Chief), Shabtai Rosenne and Louis B. Shon (volume editors), *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary Volume V* (Martinus Nijhoff Publishers, 1989), pp. 72-73; Peter Tzeng, "Supplemental Jurisdiction under UNCLOS," *Houston Journal of International Law*, Vol. 38, No. 2 (March 2016), p. 520.

第2章 直接適用による管轄権行使

1. 判例の検討

(1) サイガ号 (No. 2) 事件 (1999 年)

UNCLOS 裁判手続の適用法が事項的管轄権の射程に与える影響について初めて問題となったのは、サイガ号 (No.2) 事件の1999年ITLOS判決である。

セントビンセントおよびグレナディーン諸島 (以下「セントビンセント」と称す。) 船籍を持つとされるタンカー船であるサイガ号が、ギニア当局により拿捕されたことを契機として、セントビンセントはギニアを相手に2つの事件を提起した。第1の事件であるサイガ号 (No.1) 事件では、UNCLOS292条に基づきサイガ号を速やかに釈放する命令の発出をITLOSに求めるもので、ITLOSは1997年に同船の釈放をギニアに命じる判決を下した。第2の事件であるサイガ号 (No.2) 事件では、セントビンセントにより、ギニアのサイガ号拿捕の違法性を認定することが求められた。

サイガ号 (No.2) 事件においては、サイガ号に対してギニア当局が発砲を行ったことが問題となった。⁽²³⁾ セントビンセントは、「サイガ号を停船・拿捕する際に、ギニアは過剰で不合理な実力を行使した (used excessive and unreasonable force)」と主張した。⁽²⁴⁾ これに対し、ギニアは、ギニア当局の無線による複数回の停船要求をサイガ号が拒否したため、発砲に代替する手段が無かったとして、サイガ号に対する実力の行使は過剰でも不合理でもなかったと主張した。⁽²⁵⁾

ITLOSは、以下の通り判断した。

「サイガ号を拿捕するためのギニアによる実力の行使を考慮する際、仲

(22) *The M/V Saiga (No.1) (Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea) Case, Judgment, ITLOS Reports 1997, p. 37.*

(23) *The M/V Saiga (No.2) (Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea) Case, Judgment, ITLOS Reports 1999, p. 10, para. 153.*

(24) *Ibid.*

(25) *Ibid.*, para. 154.

裁判所は適用可能な国際法規則との関連で拿捕の状況を検討しなくてはならない。UNCLOS は船舶の拿捕のための実力の行使について明確な規定を含んでいる訳ではない (the Convention does not contain express provisions on the use of force in the arrest of ships) が、UNCLOS293 条により適用可能な国際法 (international law, which is applicable by virtue of article 293 of the Convention) は、可能な限り実力の行使を避けなくてはならないこと、また、実力の行使が不可避な場合は、当該状況において合理的かつ必要な範囲を超えてはならないことを、要求している。人道の考慮は、国際法の他の分野と同様に、海洋法においても適用される (Considering of humanity must apply in the law of the sea, as they do in other area of international law⁽²⁶⁾)。]

そのうえで、ITLOS は、ギニアが「過剰な実力を行使」 (used excessive force) し、人命を危険に晒したとして、「セントビンセントの国際法上の権利を侵害した」 (violated the rights of Saint Vincent and the Grenadines under international law) と判断した⁽²⁷⁾。この判断結果は、判決主文第 9 段落でも、次のように述べられた。

「サイガ号を停船及び拿捕する際、ギニアは国際法に反する過剰な実力を行使し、それによりセントビンセントの権利を侵害したことを決定する。」⁽²⁸⁾

サイガ号 (No.2) 事件で争点となった船舶の拿捕のための過度な実力の行使について、ITLOS は、UNCLOS で明確に規定されているものではないが、海洋分野に適用される国際法上の規則であり、また 293 条 1 項に基づき、適用可能であることを述べた。このような ITLOS の判断は、一見すると、船舶の拿捕に関連する UNCLOS 上の規則を解釈・適用するために、UNCLOS で明確に規定されていない国際法規則を考慮しているように見えるかもしれない。しかし、本件は、そのように理解すべきではない。もし、ITLOS によるこの判断

(26) *Ibid.*, para. 155.

(27) *Ibid.*, para. 157.

(28) *Ibid.*, para. 183 (9).

がUNCLOSの規則の解釈適用の範疇に留まると解されるのならば、ITLOSは、ギニアがUNCLOSの条文に違反していると結論付けていたはずである。しかし、ITLOSはそのような結論に至らなかった。すなわち、ITLOSは、ギニアが違反したのはUNCLOSの特定の条文ではなく、「国際法上のギニアの権利」であると判断したのである。さらに、判決主文においても、ITLOSがギニアの国際法違反を判断する際、「ギニアが国際法に反する過剰な実力を行使し、それによりセントビンセントの権利を侵害したことを決定する」と述べるのみで、UNCLOSの条文について一切言及されていない。

このことから、次の3点が指摘される。第1に、UNCLOS裁判手続は、UNCLOSで明記されていない国際法上の規則や原則であっても、UNCLOS293条1項に基づき適用することが求められると解される。第2に、UNCLOS293条1項において法を適用するということの意味とは、当該法それ自体の違反を判断する、すなわち管轄権を行使するという意味であると解される⁽²⁹⁾。第3に、UNCLOS293条1項に基づきUNCLOS裁判手続が違反を認定した、UNCLOSに明記されていない国際法は、海洋に関する事項を規律する一般国際法であり、当該事項に管轄権を行使したことはUNCLOS前文で謳われるように海洋に関する問題をUNCLOSで規律していない事項を含む全体として検討していると解される。

(2) ガイアナ対スリナム海洋境界画定事件 (2007年)

ガイアナとスリナムの間で海洋境界線を巡る対立が続いていた中、係争海域でいわゆるCGX事件と呼ばれる、以下の出来事が発生したことに関連する事件である。両国の係争海域において、ガイアナから探査掘削を行うコンセッションを受けたカナダ企業のCGX社の石油リグおよび掘削船が試料を掘削し

(29) Peter Tzeng, “Jurisdiction and Applicable Law under UNCLOS,” *The Yale Law Journal*, Vol. 126, No.1 (October 2016), p. 249; Alexander Proelss, “The Limits of Jurisdiction *Ratione Materie* of UNCLOS Tribunals,” *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, Vol. 46 (February 2018), pp. 56-57.

ていたところ、スリナム海軍の哨戒船から無線により、当該石油リグおよび掘削船が「スリナム海域に存在する」ため、「12時間以内に退去せよ」、さもなければ「結果はあなた方次第である」という警告を受けた。⁽³⁰⁾ 同船は警告に従い、石油リグも撤去して同海域から退去した。⁽³¹⁾ このCGX事件についてはガイアナとスリナムの間で集中的に協議が行われたが、解決には至らなかった。⁽³²⁾ 2004年2月24日、CGX事件を含む係争海域の境界線画定を巡り、ガイアナがUNCLOS仲裁に一方的に提訴した。⁽³³⁾

ガイアナは第3申立として、CGX事件におけるスリナムの行為が武力行使を構成し、UNCLOS279条、国連憲章2条3項、2条4項、33条1項、および一般国際法に基づく義務に違反したと主張した。⁽³⁴⁾ ガイアナによれば、国際関係における領土保全および政治的独立に対する武力による威嚇または武力の行使を禁止する国連憲章2条4項は、領土または海洋の境界紛争にも適用されるという。⁽³⁵⁾ ガイアナの国連憲章に基づく主張に対して、スリナムは、UNCLOSに基づく請求の根拠とすることはできないと主張した。⁽³⁶⁾ スリナムによれば、UNCLOS裁判手続の事項的管轄条項であるUNCLOS288条1項のもと、「仲裁は[UNCLOS]の解釈又は適用に関する紛争を判断する権限を与えられて」おり、「それが仲裁の任務の全容(full of its mandate)である」ため、「仲裁は国連憲章および一

(30) Arbitral Award Constituted Pursuant to Article 287, and in Accordance with Annex VII, of the United Nations Convention on the Law of the Sea in the Matter of an Arbitration Between Guyana and Suriname, Award of the Arbitral Tribunal (17 September 2007), Award, para. 433.

(31) *Ibid.*, para. 151.

(32) *Ibid.*, paras. 153–155.

(33) *Ibid.*, Guyana Memorial, para. 10.3; Transcript, pp. 573–576; Award, para. 156.

(34) *Ibid.*, Guyana Memorial, paras. 10.4–10.5; Transcript, pp. 576–581; Award, paras. 157 (3), 263.

(35) *Ibid.*, Guyana Memorial, paras. 10.4–10.5; Transcript, pp. 576–581; Award, paras. 157 (3), 263.

(36) *Ibid.*, Rejoinder, para. 4.5; Award, paras. 269, 402.

般国際法違反の主張を裁定する管轄権を有さない」という⁽³⁷⁾。また、スリナムによれば、「ガイアナはCGX事件がUNCLOSのいずれかの規定の解釈又は適用に関連する紛争であることの証拠を示しておらず」、⁽³⁸⁾「仲裁が[本]申立に対して管轄権を有するための前提条件として必要な、[CGX事件における]スリナムの行為とUNCLOSとの間のいかなる結合（connection）の存在も示していない⁽³⁹⁾」という。

UNCLOS仲裁は、「UNCLOS293条1項がUNCLOSに抵触しないUNCLOS以外の国際法規則を仲裁裁判所が適用することを認めて⁽⁴⁰⁾」おり、また「UNCLOS前文が、その最終段落において、[...]一般国際法の適用可能性を維持している⁽⁴¹⁾」ことを指摘するために、サイガ号（No.2）事件を援用した⁽⁴²⁾。このことに加え、本件における係争海域でのスリナムの行為はUNCLOS74条3項および83条3項上の義務に違反していることを考慮し、UNCLOS仲裁は、スリナムの抗弁を棄却した⁽⁴⁴⁾。更に、UNCLOS仲裁は、判決主文において、「スリナムはUNCLOS、国連憲章、および一般国際法に反する違法な武力による威嚇に従事したというガイアナの主張を検討し、裁定する管轄権を有する⁽⁴⁵⁾」こと、およびCGX事件は「UNCLOS、国連憲章および一般国際法に反する違法な武力による威嚇を構成する⁽⁴⁶⁾」との判決を下した。

本件におけるガイアナの主張は、UNCLOS上の条文の解釈や、UNCLOS上の規定の詳細な内容が委ねられている国際法規則の適用といった、UNCLOS

(37) *Ibid.*, Rejoinder, para. 4.7.

(38) *Ibid.*, Award, para. 4.8.

(39) *Ibid.*, para. 4.6.

(40) *Ibid.*, para. 403.

(41) *Ibid.*, para. 404.

(42) *Ibid.*, para. 405. サイガ号（No.2）事件の引用箇所は、*Supra* note 23, para. 155.

(43) *Ibid.*, Guyana and Suriname, Award, para. 406.

(44) *Ibid.*, para. 406.

(45) *Ibid.*, para. 487 (ii).

(46) *Ibid.*, para. 488 (2).

の規則に紐づけられたものではなかった。むしろ、海洋境界紛争にも適用される規則であるという立場から、国連憲章2条4項それ自体の違反の判断を求めている。また、UNCLOS 仲裁は、判決主文において、国連憲章2条4項および一般国際法について「裁定を下す管轄権を有する」(has jurisdiction to ... rule on)と述べ、またスリナムの行為が、UNCLOS だけでなく、「国連憲章および一般国際法に反する違法な武力による威嚇」⁽⁴⁸⁾であるとの判決を下した。すなわち、UNCLOS 仲裁の判断は、UNCLOS の解釈適用の射程に留まらず、国連憲章2条4項それ自体の違反を判断しており、このことから管轄権を行使していると解される。このように、UNCLOS 仲裁がUNCLOS の解釈適用の範疇を超えて国連憲章2条4項に対する管轄権を行使する根拠となったのがUNCLOS293条1項であり、その際にUNCLOS 仲裁はサイガ号 (No.2) 事件を引用している。

本件においてUNCLOS293条に基づきUNCLOS 仲裁が管轄権を行使した国際法は国連憲章および一般国際法が規律する武力による威嚇であり、サイガ号事件でITLOSが管轄権を行使した国際法規則と異なる。

(3) ヴァージニア G 号事件 (2014 年)

ヴァージニア G 号は、1998 年にパナマで設立された Penn Lilac 社により所有され、パナマの国旗を掲げる石油タンカーである⁽⁴⁹⁾。2009 年 8 月 20 日および 21 日にギニアビザウの EEZ において 4 隻の漁船に軽油を供給したところ、同月 21 日にギニアビザウ海岸から沖合 60 海里の海域で、ギニアビザウ当局によりビザウ港に向かうよう指示された。同月 27 日のギニアビザウ当局の命令で、ヴァージニア G 号がギニアビザウ EEZ 内で漁船に石油を無許可販売したことがギニアビザウの国内法令に違反しているとして、同船と船内の軽油の没収が決定した。これを受けて、パナマはギニアビザウを相手にUNCLOS 仲裁に提訴し、そ

(47) *Ibid.*, para. 487 (ii).

(48) *Ibid.*, para. 488 (2).

(49) *M/V "Virginia G" (Panama/Guinea-Bissau), Judgment, ITLOS Reports 2014*, para.56.

の後紛争両当事国の合意によって本件はUNCLOS 仲裁ではなく ITLOS で争われることとなった。

争点は多岐に渡るが、そのうちのひとつとして、パナマはギニアビザウがヴァージニア G 号に対して過度な実力を行使したと主張した⁽⁵⁰⁾。パナマいわく、ギニアビザウ当局職員は身元も明かさずにヴァージニア G 号に乗り込み、同船の乗組員から抵抗が無かったにも関わらず、武器を振り回し、強引かつ無配慮で威圧的な態度で行動し、銃口を向けて乗組員を拘束したという⁽⁵¹⁾。また、ヴァージニア G 号船長は銃を突きつけられて書類に署名させられ、ヴァージニア G 号の船主と迅速に連絡を取ることが許されなかったため、船長は孤立し、船主に対する完全な義務を遂行することができなかったという⁽⁵²⁾。

UNCLOS 仲裁は、サイガ号 (No.2) 事件を援用し、沿岸国による法執行活動における実力の行使の問題は UNCLOS で明確に規定されていない国際法規則であるとした。そのうえで、UNCLOS293 条 1 項に基づき、当該国際法規則にギニアビザウが違反したかを検討し、最終的に違反していないとの結論を判決主文で述べた⁽⁵³⁾。

本件は、サイガ号 (No.2) 事件と同じく、沿岸国の船舶の法執行活動中における過度な実力の行使を禁止する国際法規則に対する違反の有無が問題となった。第 1 に、ITLOS は、サイガ号 (No.2) 事件と同様、過度な実力の行使に関する問題は UNCLOS で明確に規律していない国際法規則であることを認めた。第 2 に、UNCLOS に明確な規律のない国際法規則であるにもかかわらず、UNCLOS293 条 1 項に基づき、違反の検討を行った。第 3 に、判決主文においてギニアビザウによる違反と判断が下されたのは、UNCLOS の規則ではなく、む

(50) *Ibid.*, paras. 54 (10), 350.

(51) *Ibid.*, para. 352.

(52) *Ibid.*, para. 353.

(53) *Ibid.*, para. 359. サイガ号 (No.2) 事件の引用箇所は、*Supra* note 23, paras. 155-156.

(54) *Ibid.*, *M/V "Virginia G."* paras. 361-362.

(55) *Ibid.*, para. 452 (13).

しろ UNCLOS で明確に規律されていないと述べられた当該国際法規則であった。

2. 国連海洋法条約以外の国際法の直接適用による国連海洋法裁判手続の管轄権拡張と権限踰越論

(1) 国連海洋法条約以外の国際法の直接適用と管轄権拡張

本章で検討を行った3つの判例から、UNCLOS293条1項に基づく法の適用がUNCLOS裁判手続の事項的管轄権に与える影響は、次のようにまとめられる。第1に、UNCLOS293条1項に基づき、UNCLOS裁判手続はUNCLOS以外の国際法についてUNCLOSの規則に紐づけることなく、直接適用することができる。第2に、UNCLOS293条1項に基づき直接適用されたUNCLOS以外の国際法の違反の有無についての判断結果を判決主文で述べるができる。以上のことから、UNCLOS293条はUNCLOS裁判手続の事項的管轄権を非UNCLOS紛争へと拡張している。

この判断内容は、UNCLOS裁判手続を実体的モデル＝受託者理論によって説明する見解に依拠することができる。UNCLOS上で規定されておらず一般国際法が規律する問題を含め、海洋事項を全体として検討していると解されるからである。

これらの特徴は検討を行った3つの判例すべてに見出すことができるが、特にガイアナ対スリナム海洋境界画定事件は注目を要する。同事件においてUNCLOS仲裁は、武力による威嚇を規定する国連憲章2条4項および一般国際法をUNCLOSの規定に紐づけることなく直接適用しており、またこれらの違反について判決主文で述べている。本件は海洋境界画定が紛争全体の主題であり、武力による威嚇も海洋境界に関する争いの中で生じた。そのため、UNCLOS仲裁としては、海洋事項の1つとして管轄権を行使したのだろう。しかし、海洋という場所に限らず広く国際社会で禁止されている武力による威嚇は、必ずしも海洋事項であるとは言い切れないだろう。海洋事項ではない国際法に対する管轄権行使がUNCLOS293条1項に基づき認められる場合、

UNCLOS288条1項がUNCLOS裁判手続の事項的管轄権の射程をUNCLOS紛争に限定している意義を失ってしまうのではないかと懸念される。そこで次に、UNCLOS293条に基づきUNCLOS288条1項で定める事項管轄を超えて管轄権を行使することが、どのような問題を引き起こすのか検討しよう。

(2) 直接適用による管轄権公使の判例の批判的検討—権限踰越の可能性

UNCLOS293条1項を根拠としてUNCLOS裁判手続がUNCLOS以外の国際法を直接適用し、非UNCLOS紛争に管轄権の射程を拡張することは、国際裁判の管轄権合意原則の観点から問題視される。UNCLOS裁判手続が強制管轄権を有するのは、国家がUNCLOS締約国であるから、すなわちUNCLOSの強制管轄権を規定するUNCLOSに合意しているからである。そのため、UNCLOS裁判手続の管轄権は、UNCLOS締約国が合意した範囲であるUNCLOS288条1項に定められるUNCLOS紛争を逸脱して行使されることは認められない。また、UNCLOS293条1項の「この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所」という文言は、UNCLOS裁判手続の事項的管轄権は293条1項で規律されるのではなく、288条1項の定めに従うことを示しているように見受けられる。以上のように、UNCLOS293条1項に基づきUNCLOS裁判手続が非UNCLOS紛争に管轄権を行使することは、国家の合意に基礎づけることができないため、国際裁判の管轄権合意原則の観点から認められるべきではない。

国家の合意に基礎づけられない事項に対する国際裁判による管轄権の行使は、法的な問題として権限踰越（*excess of power*）の問題を惹起させる。国際裁判が裁判付託事項の範囲外の判決を下した場合、すなわち事項的管轄権の射程を逸脱する場合、*ultra petita* と称され、権限踰越に該当する。権限踰越は、判決の無効原因のひとつであり、裁判判決の効力が争われる際に頻繁に持ち出される議論である。

国際裁判の管轄権判断は、管轄権決定権（*compétence de la compétence*）のもと裁判所自身が判断権を有する。例えば、ICJの管轄権決定権はICJ規程36条6項において規定されている。また、UNCLOS裁判手続においても、

UNCLOS288条4項にて、UNCLOS裁判手続自身の管轄権決定権が規定されている。裁判所の管轄権決定権は、既判力（*res judicata*）により裁判当事国を裁判所の決定に終局的に拘束することで確保されている。ICJ判決の既判力はICJ規程59条および60条で規定されており、またUNCLOS裁判手続の判決が既判力を有することもUNCLOS296条で規定されている。権限踰越を認めることは、既判力を排除し裁判所の管轄権決定権を制限するものである。

(i) ICJの管轄権判断に対する権限踰越の可能性

まず、UNCLOS裁判手続を構成する4つの仲裁・裁判手続のうち、ICJ判決に対する権限踰越の可能性を検討しよう。ICJの管轄権決定権は、以下のように権限踰越の問題が生じない絶対的な権限であり、国家は紛争当事国間の事前または事後の合意によりICJの管轄権判断に対する既判力を排除する無効確認訴訟を提起できないことが分かる。

ジェノサイド条約適用事件本案判決（2007年）において、ICJは自らの管轄権決定権について、次のように述べた。すなわち、「一度管轄権を支持する認定が既判力をもって宣告されると、裁判所規程61条に基づく再審以外の方法で、疑問や再検討の余地は生じない。...ある国家が裁判所の管轄下にある当事国であるか否かという問題は、裁判所の唯一かつ権威ある決定の対象として取り決⁽⁵⁶⁾められている」（下線、筆者）。「いったん裁判所が管轄権を有すると既判力をもって決定すると、...裁判所規程のもとそのような問題を決定できる独占的な権限を有するため、権限踰越の問題は生じ得⁽⁵⁷⁾」、「既判力原則は、先決的抗弁判決に具体化された決定を再開することを遮断する⁽⁵⁸⁾」。以上より、ICJの管轄権決定権は、ICJの「独占的な権限」であり既判力を有すること、そしてそ

(56) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro)*, Judgment, I.C.J. Reports 2007, para. 138.

(57) *Ibid.*, para. 139.

(58) *Ibid.*, para. 140.

の効果として、ICJの管轄権判断は、ICJ規程61条に基づく再審手続以外によって覆されることはなく、権限踰越による判決無効の主張は否認されることが示されている。

ICJの管轄権決定権が絶対的権限であることの要因として、ICJの管轄権決定権と既判力を定めるICJ規程が国連憲章92条に基づき国連憲章と不可分の一体をなし、また国連憲章103条が「他のいずれかの国際協定に基づく義務とが抵触するときは、この憲章に基づく義務が優先する」と定めていることが指摘される。この定めにより、裁判当事国は合意によりICJ判決をICJで問い直す手続を設けることができず、また当事国の合意により他の裁判手続でICJの原判決の権限踰越を認める判決が下されても、ICJの原判決の効力が優位することになる。

また、判決を問い直す制度として、講学上一般的に、判決の訂正手続、解釈手続、再審手続、上訴手続、無効確認手続の5つの手続があるが、ICJについては次の2点が指摘される。第1に、訂正手続と解釈手続について、特に解釈手続はICJ規程60条で認められているが、これら2つの手続は原判決の既判力に影響しないものであると評価されている⁽⁵⁹⁾。残りの手続について、上訴はICJ規程60条で明確に禁じられており、無効確認手続は、条文上制度化されていない。このように、ICJ規程上、原判決を問い直す手続は、ICJ規程61条に規定された再審手続に限定されている。第2に、ICJ規程61条は、再審手続における再審事由を、「決定的要素となる資質をもつ事実で判決があった時に裁判所及び再審請求当事者に知られていなかったものの発見を理由とする場合」、すなわち新たな事実が発見された場合に限定している。そのため、ICJ規程上の手続で、原判決における実体法判断の正否を問い直す手続は存在しない。

(59) 玉田大『国際裁判の判決効』(有斐閣、2012年) 109-112頁; Derek W. Bowett, "Res Judicata and Limits of Reflection of Decisions by International Tribunals," *African Journal of International and Comparative Law*, Vol. 8 (1996), pp. 580, 586.

(ii) ICJ以外の国連海洋条約裁判手続の管轄権判断に対する権限踰越の可能性

UNCLOS 裁判手続を構成する4つの仲裁・裁判手続のうち、ICJ以外のUNCLOS 裁判手続の管轄権決定権は、権限踰越によって制限が生じる相対的な権限であることが分かる。

仲裁裁判所の管轄権決定権が問われたICJの仲裁判決事件本案判決(1991年)において、ICJは、「裁判所は、争点となっている判決を下した仲裁裁判所が、その管轄権を超えて決定を行ったか、またはその管轄権を行使しなかったことにより、仲裁協定によって与えられた権限に明白に違反(manifest breach)するよう⁽⁶⁰⁾に行動したかを確認する」(下線、筆者)と述べた。このように、仲裁裁判の管轄権決定権は権限踰越により制限される可能性が認められ、その際の基準として、明白な違反の存否(=「明白性基準」)が採用されている。

また、同事件は原告ギニア＝ビザウによるICJ規程36条2項に基づく紛争両当事国の選択条項受諾宣言に依拠した一方的提訴であったが、「セネガルは裁判所が同条項に基づき請求を受理する権限を有することを争わなかった。このような事情から、ICJは自身の管轄権が設定されたとみなされる⁽⁶¹⁾」と述べた。このことから、ICJは自身の管轄権を認める根拠について、実質的には紛争当事国間の合意に依拠した点が指摘される。これは、仲裁裁判所の判決の事前または事後における当事国の合意によって既判力を排除可能であることを意味する⁽⁶²⁾。

なお、ICJは、「当事国は本訴訟が仲裁判決の不存在または無効に関わるものであって、同判決に対する上訴または再審の請求ではないことに合意したことを強調⁽⁶³⁾」したうえで、「裁判所は、仲裁裁判所の管轄権に関して、...上訴として取り扱い、無効確認訴訟として扱わない...ように行動することはできない⁽⁶⁴⁾」と判断した。このことは、本件において紛争当事国間で合意されていたICJの管

(60) *Arbitral Award of 31 July 1989, Judgment, I.C.J. Reports 1991, para. 47.*

(61) *Ibid.*, para. 24.

(62) 玉田『前掲書』(注59)180頁。

(63) *Supra* note 60, para. 25.

(64) *Ibid.*, para. 47.

轄権は無効確認訴訟についてであることから、本件における ICJ の事項管轄は仲裁裁判所の判決の無効確認に限定されていると解される。ただし、このことは、仲裁裁判所の判決に対しては無効確認訴訟しか許されておらず、上訴の可能性が排除されていることを意味しない。当事国間で仲裁判決に対する上訴手続を事前に規定しておくことや、⁽⁶⁵⁾ 仲裁判決後に新たな条約を締結することにより、⁽⁶⁶⁾ 既判力を排除することが認められている。このように、仲裁裁判所の管轄権判断に対する既判力は、仲裁裁判当事国の事前または事後の合意により、かつ合意された方法で、排除されることが認められているのである。

以上のことから、仲裁裁判所の管轄権判断は、当事者間の事前または事後の合意によって設定された手続のもと、定められた管轄権の射程に対して原判決が明白に反する場合、権限踰越が認められている。

そのため、付託された紛争が UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権の射程内であるかを十分に検討していないにもかかわらず、または UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権外であるにもかかわらず、UNCLOS 293 条 1 項に基づき UNCLOS 以外の国際法に対する違反について判断を下した場合、当該判決は UNCLOS 288 条 1 項に定められた UNCLOS 裁判手続の管轄権の射程外の事項に管轄権を行使しているとして、権限踰越を構成し無効化する可能性を有す

(65) 例えば、チェコ＝スロバキア、ユーゴスラビア、ルーマニア、ハンガリー間で 1930 年に締結されたパリ第 2 協定の 10 条では、当事国間の混合仲裁裁判所の判決を PCIJ に上訴する権利が認められていた。

(66) 例えば、ハンガリー・チェコスロバキア混合仲裁裁判所上訴事件 (*Appeals from Certain Judgments of the Hungaro-Czechoslovak Mixed Arbitral Tribunal, P.C.I.J. Series A/B No. 56*) や、ペテル・パズマニー事件 (*Appeals from Certain Judgments of the Hungaro-Czechoslovak Mixed Arbitral Tribunal (The Peter Pázmány University v. The State of ChechoSlovakia), P.C.I.J. Series A/B No. 61*)、パジス、クサキ、エステルハジー事件 (*The Pajzs, Csáky, Esterházy Case, P.C.I.J. Series A/B No. 68*)。また、仲裁判決に対する上訴の事案ではないが、ICAO 理事会の管轄権に関する上訴事件は、シカゴ民間航空条約 84 条で認められた ICJ への上訴事例である。 *Appeal Relating to the Jurisdiction of the ICAO Council. Judgment, I.C.J. Reports 1972, paras. 13-26.*

⁽⁶⁷⁾る。そして、判決の当事国間に仲裁判決の管轄権判断を問う手続が設定されている場合、仲裁判決の権限踰越による無効の可能性はさらに高くなる。

ガイアナ対スリナム海洋境界画定事件における UNCLOS 仲裁判決は、特に明白性基準の観点から権限踰越の危険性を秘めていたと解される。同事件は両国間で海洋の境界線画定について長らく争いが生じていた。国連憲章および一般国際法上の武力による威嚇が争点となった GCX 事件も、海洋境界画定に関する両国間の争いの中で生じたものである。同事件の仲裁裁判所としては、広く海洋に関する事項として認識し、管轄権行使に至ったのかもしれない。しかし、武力不行使原則を UNCLOS が規律する『海洋法』とみなすのは困難であろう。海洋法でない国際法に対する UNCLOS 裁判手続の管轄権行使は、もはや UNCLOS そして UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権との関係性を見出すことができず、権限踰越と認められる明白性基準を満たしていると評価される可能性がある。

第3章 国連海洋法条約の解釈適用の補助

ここまで検討してきた UNCLOS293 条 1 項に基づく UNCLOS 以外の国際法の直接適用により UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権が非 UNCLOS 紛争へと拡張されるという判断内容とは異なる判例が、現在までに複数登場している。そこで本章では、UNCLOS293 条 1 項に基づく UNCLOS 以外の国際法の適用が UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権に与える影響について、現在の判例がどのような判断を下しているのか検討しよう。

1. 判例の検討

(1) MOX プラント事件 (ITLOS 第 3 命令) (2003 年)

核燃料廃棄物の再処理を手掛けるイギリスの核燃料会社である British

(67) Tamada, *Supra* note 2, p. 148.

Nuclear Fuels Limited は、アイリッシュ海に面するセラフィールドに、参加プルトニウムと酸化ウランの化合物である MOX 燃料を製造する新たなプラントを建設した。⁽⁶⁸⁾これに対して、アイルランドは、放射性廃棄物の排出に起因する損害の危険性があるとしてイギリスの計画に異議を唱え、2001年10月25日に、UNCLOS の環境保護義務、汚染防止義務、アイルランドとイギリスの間の協力義務に違反しているとして UNCLOS 仲裁に申立を提起し、また MOX プラントの操業差し止めを求める暫定措置を ITLOS に提起した。⁽⁶⁹⁾

この時、OSPAR 条約が本件紛争における両当事国間の争点のいくつかに関連していることが問題となった。⁽⁷⁰⁾これに対して、UNCLOS 仲裁は、「UNCLOS 288 条 1 項に基づく仲裁裁判所の管轄権の範囲と、[...] 293 条に基づく仲裁裁判所の適用する法との間には、決定的な違い (cardinal distinction) がある」ため、アイルランドの請求が UNCLOS 以外の法的文書 (legal instrument other than the Convention) に基づくものである限り認められないと判断したうえで、アイルランドは本件紛争が UNCLOS のもとで生じていることを適切に主張したと結論付けた。⁽⁷¹⁾

(2) アークティック・サンライズ号事件 (2015 年)

本件は、ロシアの EEZ 内で、ロシアが支配する企業の子会社が操業する沖合石油プラットフォームである、プリラズロームナヤに対して、オランダ船籍のアーキティック・サンライズ号に乗船したグリーンピースの構成員が抗議活動を行ったことを受けて、ロシアの沿岸警備隊が構成員を逮捕するとともに、アーキティック・サンライズ号に対して、乗船や拿捕などの措置をとったこと

(68) MOX Plant Case (Ireland v. United Kingdom), Annex VII Tribunal, Order No. 3, Suspension of proceedings on jurisdiction and merits, and request for further provisional measures (June 24, 2003), para. 9.

(69) *Ibid.*, paras. 1, 9, 11, 12.

(70) *Ibid.*, para. 18.

(71) *Ibid.*, para. 19.

に起因する事件である。

原告国オランダは、ロシア沿岸警備隊がアークティック・サンライズ号に乗船し、乗組員に対して逮捕などを行ったことについて、自由権規約9条および12条(2)に違反していることを請求した⁽⁷²⁾。その主張は、具体的に以下の3点である。第1の主張は、「ロシアは、法執行活動を通じて、アークティック・サンライズ号およびその乗組員に対し、自由権規約に規定されたレベルの支配を行使したのである。したがって、UNCLOS293条...に従い、仲裁裁判所は、UNCLOSに基づくこれらの法執行活動の合法性を審査するために、国際人権法、特に自由権規約を適用することが要求される⁽⁷³⁾」という。第2の主張は、「ロシアによる自由権規約9条および12条(2)違反についての判断は、アークティック・サンライズ号の乗組員に対する逮捕、拘留、および司法手続開始を正当化するために行使され得るUNCLOSのあらゆる条項の解釈および適用を含む。特に、EEZでそのような権利を行使する際に、沿岸国はUNCLOS56条2項に従って『他の国の権利』と義務に十分配慮しなければならない。この義務は、UNCLOSに基づく他国の権利と義務に限定されるものではなく、人権法を含む他の国際法規則にも及ぶ。このことは、『他の適切な国際法の規則』が適用されるUNCLOS58条2項によって裏付けられている。したがって、ロシアによる自由権規約9条および12条(2)違反についての判断は、UNCLOS56条2項および58条2項の解釈と適用を含むものである。」⁽⁷⁴⁾というものであった。第3の主張は、「国際裁判によって解釈および適用されるこれらの規定の内容が、UNCLOSに基づく法執行活動に適用される合理性原則の不可欠の一部であると仲裁裁判所が考える場合、自由権規約9条および12条(2)の違反を判断することを仲裁裁判所に求

(72) PCA Case No 2014-02 In the Matter of the Arctic Sunrise Arbitration before an Arbitral Tribunal Constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea between the United Kingdom of the Netherlands and the Russian Federation, Award on the Merits (14 August 2015), para. 140 (c).

(73) *Ibid.*, Memorial, para. 175; Award on the Merits, para. 193.

(74) *Ibid.*, Second Supplementary Submission, para. 7; Award on the Merits, para. 194.

めない。⁽⁷⁵⁾」というものであった。

UNCLOS 仲裁は、MOX プラント事件を援用し、「293 条 1 項は、仲裁裁判所の管轄権を拡張しない⁽⁷⁶⁾」と述べたうえで、次のように判断した。

「むしろ、[293 条 1 項] は、UNCLOS のもとで管轄権を行使する際、仲裁裁判所が UNCLOS 上の規定に完全な効果を与える (give full effect to the provisions of the Convention) ことを確保している。このために、UNCLOS には、UNCLOS 以外の国際法規則を直接包含する規定がある (some provisions of the Convention directly incorporate other rules of international law)⁽⁷⁷⁾」(下線、筆者)。

この見解は、その後も繰り返し示された。

「UNCLOS 以外の条約が (UNCLOS 288 条 2 項により)⁽⁷⁸⁾ 管轄権を生み出す場合、または UNCLOS に従って UNCLOS 以外の条約が直接適用される場合を除き、293 条は UNCLOS 以外の条約違反の決定を得るための手段にはならない (Article 293 is not ... a means to obtain a determination that some treaty other than the Convention has been violated)⁽⁷⁹⁾」(下線、筆者)。

以上を踏まえ、UNCLOS 仲裁は以下のように述べた。

「仲裁裁判所は、必要に応じて、... 法執行措置が合理的かつ均衡的 (reasonable and proportionate) であるかを決定するために、人権に関する一般国際法を考慮することができる (may have regard to) と考えている。これは、関連する文脈を参照することにより、関連する UNCLOS の規定を解釈するものである。しかし、このことは、自由権規約 9 条および 12 条 (2) それ自体の違反があったか否かの判断と同じではないし、またそのよ

(75) *Ibid.*, Third Supplementary Submission, para. 1; Award on the Merits, para. 195.

(76) *Ibid.*, Award on the Merits, para. 188. MOX プラント事件の引用箇所は、*Supra* note 68, para. 19.

(77) *Ibid.*, Arctic Sunrise, Award on the Merits, para. 188. 例えば、UNCLOS 74 条がそのような規定であると述べられている。*Ibid.*, footnote no. 180.

(78) *Ibid.*, footnote no. 184.

(79) *Ibid.*, para. 192, footnote no. 192.

うな判断を要求するものでもない」⁽⁸⁰⁾（下線、筆者）。

「仲裁裁判所は、293 条に従い、船舶および人の逮捕または抑留を認める UNCLOS の規定の解釈および適用を助ける（assist the interpretation and application of the Conventions the provisions） ために、必要な範囲において、UNCLOS に牴触しない慣習国際法上の規則を考慮することができる。本仲裁裁判所は、自由権規約9条および12条（2）のような規定を直接適用するため、またはそのような規定の違反を決定するための管轄権を有さない」⁽⁸¹⁾（下線、筆者）。

（3）Duzgit Integrity号事件（2016年）

本件は、マルタ企業である DS Tankers Limited により所有され、スウェーデンの Stena Oil 社が運航する化学薬品タンカー船である Duzgit Integrity 号、およびマーシャル諸島で登録され、Duzit Integrity 号と同じく Stena Oil 社が運航する Marida Melissa 号に関する紛争である。⁽⁸²⁾ Duzgit Integrity 号は Marida Melissa 号に船舶用軽油（marine gas oil=MGO）および機器を渡すため、サントメ島の北西 25-30 マイルの海域で合流することを予定していた。⁽⁸³⁾ ところが、サントメプリンシペは、そのことについて通知や許認可の要請を事前に受けておらず、⁽⁸⁴⁾ サントメプリンシペ海域に停船する権限が無いとして、⁽⁸⁵⁾ Duzgit Integrity 号と Marida Melissa 号はサントメプリンシペ沿岸警備隊の基地近くの投錨地で

(80) *Ibid.*, para. 197.

(81) *Ibid.*, para. 198.

(82) PCA Case No 2014-07, In the Matter of the Duzgit Integrity Arbitration before An Arbitral Tribunal Constituted under Annex VII of the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea between the Republic of Malta and the Democratic of São Tomé and Príncipe, Award (5 September 2016), paras. 48-49.

(83) *Ibid.*, para. 59.

(84) *Ibid.*, para. 30.

(85) *Ibid.*, para. 75; Conversation between Duzgit Integrity and Coast Guard at 09:44 a.m., Applicant Factual Exhibit 11.5.

停泊させられ⁽⁸⁶⁾、また両船舶の船長らは逮捕され⁽⁸⁷⁾、複数の法的手続が開始された⁽⁸⁸⁾。これを受けて、マルタは2013年10月22日にサントメプリンシペを相手にUNCLOS 仲裁に一方的申立を提起した。請求のひとつとして、サントメプリンシペがDuzgit Integrity号の船長および乗組員らの「基本的人権および人道上の問題に関連する一般的に適用可能な国際法上の規則」(generally applicable rules of international law related to fundamental human rights and humanitarian concerns)に違反すると主張した⁽⁹⁰⁾。マルタによれば、本件はUNCLOSの解釈と適用だけではなく、「UNCLOS293条に従って本件に適用可能な他の国際法」(other rules of international law that are applicable to this case, in line with Article 293 of the Convention)に関する⁽⁹¹⁾という。すなわち、サントメプリンシペは主権を行使する際に世界人権宣言のような国内および国際文書に謳われている基本的人権を尊重しなかったという⁽⁹²⁾。これに対して、サントメプリンシペは、UNCLOSの紛争解決制度の射程はUNCLOSの解釈および適用に関する紛争に限定されているため、マルタの請求がUNCLOSとは別の国際法規則に基づく限り、UNCLOS仲裁は管轄権を有しないと主張した⁽⁹³⁾。サントメプリンシペによれば、「UNCLOS293条は、UNCLOS以外の何らかの条約違反の判断を得るための手段ではない」というアークティック・サンライズ号事件判決に基づき、UNCLOS288条1項によってのみ規定されるUNCLOS仲裁の管轄権は、293条

(86) *Ibid.*, Award, para. 75; Memorial, para. 42; Conversation between Duzgit Integrity and Coast Guard at 09:44 a.m., Applicant Factual Exhibit 11.5; Counter-Memorial, para. 43.

(87) *Ibid.*, Award, para. 79; Memorial, para. 83; Counter-Memorial, para. 52; Statement of the Master of Duzgit Integrity Mr. Cengiz Gulsen, Applicant Witness Statement 1; Statement of Stena Oil agent Mr. Wilson Morais, Applicant Witness Statement 4.

(88) *Ibid.*, Award, paras. 80–96.

(89) *Ibid.*, Award, para.2.

(90) *Ibid.*, para.121 (9).

(91) *Ibid.*, Hearing Transcript (23 Feb. 2016), 15:14–23; Award, para. 203.

(92) *Ibid.*, Memorial, paras. 284–321; Award, para. 203.

(93) *Ibid.*, Award, para. 204; Rejoinder, para. 23.

により UNCLOS 以外の法的文書に基づく請求を決定するために拡張されない⁽⁹⁴⁾という。

UNCLOS 仲裁は、UNCLOS293 条は人権法上の義務を含む UNCLOS に基づかない国際法上の義務の違反を判断する管轄権を UNCLOS 仲裁に付与するものではなく、船舶および人の逮捕または抑留を認める UNCLOS の規定の解釈および適用を助けるために、必要な範囲において、UNCLOS に抵触しない慣習国際法上の規則を考慮することができることを定めるものであると述べたアーキティック・サンライズ号事件を援用し、サントメプリンシペが基本的人権義務に違反したかどうかを判断する権限はない (is not competent to determine) と判断した⁽⁹⁶⁾。他方で、UNCLOS 仲裁によれば、ある (沿岸) 国が法執行権の行使を UNCLOS の規定から導出した場合、当該権限は一般国際法上の特定の規則および原則、特に必要性と均衡性の原則を包含する合理性原則が⁽⁹⁷⁾、UNCLOS293 条によって適用されるという⁽⁹⁸⁾。そのうえで、UNCLOS 仲裁は、かかる原則は群島水域内の活動に対する沿岸国の法執行にも適用され、サントメプリンシペの法執行行為は均衡性を欠くとして、群島水域における沿岸国の主権行使について定めた UNCLOS49 条 3 項に違反すると判断した⁽¹⁰¹⁾。

(94) *Ibid.*, Award, paras. 205–206; Rejoinder, paras. 39–40. アークティック・サンライズ号事件の援用箇所は、*Supra* note 72, paras. 190–192.

(95) *Ibid.*, Duzgit Integrity, para. 207. アークティック・サンライズ号事件の援用箇所は、*Ibid.*, Arctic Sunrise, para. 198.

(96) *Ibid.*, Arctic Sunrise, para. 210.

(97) *Ibid.*, para. 210.

(98) *Ibid.*, para. 209.

(99) *Ibid.*, para. 254.

(100) *Ibid.*, paras. 255–260.

(101) *Ibid.*, para. 261.

2. 国連海洋法条約の規定に対する完全な効果を付与するための解釈適用を助ける一般国際法の考慮

MOX プラント事件では、UNCLOS293条1項はUNCLOS裁判手続の事項的管轄権の射程を UNCLOS 以外の国際法規則へと拡大するものではなく、したがって UNCLOS 以外の国際法規則に基づく請求に対して UNCLOS293条により UNCLOS 裁判手続の管轄権が認められることはないと判断された。このような MOX プラント事件の判断結果は、サイガ号 (No.2) 事件の判断内容と整合的なのかという問題が指摘される。サイガ号 (No.2) 事件において、ITLOS は、UNCLOS 内に明確に規定されていない国際法上の争点に対して管轄権を行使したからである。

MOX プラント事件はサイガ号 (No.2) 事件について引用することなく判断を導いているため、MOX プラント事件においてがサイガ号 (No.2) 事件判決をどのように位置付けられているのかは明らかではない。また、学説でも、サイガ号 (No.2) 事件ではUNCLOS293条1項に基づき UNCLOS 以外の国際法規則に対する UNCLOS 裁判手続の管轄権が認められたのに対し、MOX プラント事件では認められなかったと評価されたり⁽¹⁰²⁾、MOX プラント事件ではサイガ号 (No.2) 事件と異なるアプローチが採用されたと評価されたり⁽¹⁰³⁾している。

また、MOX プラント事件では、293条1項に基づき UNCLOS 裁判手続が国際法規則を適用するということが、具体的に何を意味し、またどのように行われるのか、UNCLOS 仲裁は論じなかった。特に、UNCLOS288条1項に基づき管轄権を行使することと、UNCLOS293条1項に基づき法を適用することを区別したものの、両者は具体的に何が異なるのか、明らかにされなかった。

このように、サイガ号 (No. 2) 事件と MOX プラント事件の2つの判例の登場により、UNCLOS293条1項における適用法がUNCLOS裁判手続の事項的管轄権に対してどのような影響を及ぼすのかという問題について、混乱が生じてし

(102) 兼原「前掲論文」(注19) 567-568 ; Tzeng, *Supra* note 29, pp. 243-244, 251-252.

(103) Tamada, *Supra* note 2, p. 150.

まうこととなった。その後、ガイアナ対スリナム海洋境界画定事件（2007 年）およびヴァージニア G 号事件において、MOX プラント事件は引用されることなかった。既に前章で明らかになった通り、両事件において UNCLOS 293 条 1 項に基づき UNCLOS 裁判手続が UNCLOS に規定されていない国際法を直接適用し非 UNCLOS 紛争に管轄権を行使できることが示された。

その後のアークティック・サンライズ号事件および Duzgit Integrity 号事件の判断内容は、次のように解される。

第 1 に、両事件以前の先例では引用されてこなかった MOX プラント事件を援用し、UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権は UNCLOS 293 条 1 項によって非 UNCLOS 紛争へと拡張されないことが表明された。⁽¹⁰⁴⁾

第 2 に、UNCLOS 293 条 1 項に基づき UNCLOS 裁判手続が UNCLOS 以外の国際法規則を適用するということの具体的な意味が明らかになった。UNCLOS には、UNCLOS 以外の国際法規則を包含する規定、すなわち renvoi 規定が⁽¹⁰⁵⁾存在し、293 条 1 項に基づき UNCLOS 以外の国際法を適用するということは、UNCLOS の renvoi 規定に「完全な効果を与える」(give full effect)⁽¹⁰⁶⁾ためや、UNCLOS の規定の「解釈適用を助ける」(assist interpretation and application)⁽¹⁰⁷⁾ために、必要な範囲で、UNCLOS 以外の国際法規則を「考慮する」(regard)⁽¹⁰⁸⁾ものである。そのため、UNCLOS 裁判手続が、UNCLOS の規定に基づくことなく UNCLOS 以外の国際法を直接適用することはできず⁽¹⁰⁹⁾、また UNCLOS 以外の国際法の違反を決定することもできない。⁽¹¹⁰⁾

(104) *Supra* note 72, para. 188; *Supra* note 82, para. 207.

(105) *Ibid.*, Arctic Sunrise, para. 188. 例えば、EEZ における境界線画定について規定する UNCLOS 74 条がそのような規定であると述べられている。*Ibid.*, footnote 180.

(106) *Ibid.*, para. 188.

(107) *Ibid.*, para. 198.

(108) *Ibid.*, paras. 188, 197–198; *Supra* note 82, para. 207.

(109) *Ibid.*, Arctic Sunrise, para. 198.

(110) *Ibid.*, paras. 192, 197–198; *Supra* note 82 para. 210.

また、このことから、UNCLOS 以外の国際法規則の違反についての判断は、判決主文で言及されないと解される。仮に UNCLOS293 条 1 項により UNCLOS 以外の国際法が検討されても、それはあくまで UNCLOS 紛争という UNCLOS288 条 1 項により定められた UNCLOS 裁判手続の管轄権行使の範疇で行われるのであり、判決主文で言及されるのは、当該 UNCLOS 違反に関する判断結果であると解されるからである。

そのため、アーケティック・サンライズ号事件以降の判断内容は、ガイアナ対スリナム事件をはじめとするそれまでの判断内容が問題として抱えていた権限踰越の可能性に関する問題を克服したと解される。

第4章 付随的管轄権に基づく国連海洋法条約以外の国際法に対する管轄権行使

エンリカ・レクシエ号事件では、付随的管轄権 (incidental jurisdiction) という概念のもと、UNCLOS 以外の国際法に対して管轄権が行使された。このことは、UNCLOS293 条 1 項が関連していると指摘されている。以下、同事件について検討しよう。

1. 事例の検討

イタリアの企業により所有・運航され、イタリアの国旗を掲げる石油タンカーのエンリカ・レクシエ号に乗船していたイタリア軍の船舶防護分遣隊 (Vessel Protection Detachment: VPD) が、インド沖で漁業活動を行っていたセント・アントニー号⁽¹¹¹⁾に向けて発砲し、同船の乗組員を死亡させた出来事が発生

(111) PCA Case N° 2015-28, In the Matter of An Arbitration before an Arbitral Tribunal Constituted under Annex VII to the United Nations Convention on the Law of the Sea between the Italian Republic v. The Republic of India concerning the “Enrica Lexie” incident, Award, para. 97.

⁽¹¹²⁾した。この出来事を受けて、インドはVPDの隊員であるイタリア海兵2名を逮捕した。⁽¹¹³⁾

これを受けて、イタリアはインドを相手にUNCLOS仲裁裁判所に提訴した。これに対し、被告インドは、本件紛争に対するUNCLOS仲裁裁判所の管轄権について異議を唱えた。インドの主張によれば、原告イタリアの申立は、海兵がエンリカ・レクシエ号における事件から生じた刑事手続からの免除を享受するか否かという問題である」⁽¹¹⁴⁾ため、本件紛争は「UNCLOSの解釈・適用紛争ではない」⁽¹¹⁵⁾という。このように、本件は、UNCLOS仲裁裁判所の管轄権について争いが生じていた。

UNCLOS仲裁裁判所の判断は、以下の通りである。まず、イタリアは一貫して本件紛争がイタリア海兵に対するインドの刑事裁判権行使を巡るUNCLOS上の合法性に関するものと主張していた。⁽¹¹⁶⁾また、インドも、管轄権の検討において、免除の問題に言及しなかった。⁽¹¹⁷⁾この点に鑑み、本紛争は主として免除に関する紛争とは性格付けられないとして、UNCLOS仲裁裁判所は本件紛争に対する管轄権を認めた。⁽¹¹⁸⁾⁽¹¹⁹⁾

次に、UNCLOS仲裁裁判所は、「管轄権行使の権限の争点は、海兵が免除を享受するかどうかという問題を含むが、これにより決定的に答えられる争点ではない (is not conclusively answered)。海兵の免除の問題は、重要な問題であるが、両当事国の紛争を解決するために検討が必要ないいくつかの側面のうちの1つである。」⁽¹²⁰⁾と指摘した。そのうえで、次のように判断した。

(112) *Ibid.*, para. 112.

(113) *Ibid.*, para. 168.

(114) *Ibid.*, Hearing Transcript, 13 July 2019, 107:5-110:8; Award, para. 226.

(115) *Ibid.*, India's Counter-Memorial, para. 5.9; Award, para. 226.

(116) *Ibid.*, Award, para. 238.

(117) *Ibid.*, paras. 240, 242.

(118) *Ibid.*, para. 242.

(119) *Ibid.*, para. 245.

(120) *Ibid.*, para. 806.

「管轄権からの免除は、定義上、管轄権を行使する権利の例外として機能する。この例外が本事例に運用されるかどうかは、どちらの当事者が当該海兵に対して裁判管轄権を行使できるかを決定する仲裁裁判所の任務の不可欠な部分を構成する問題である。仲裁裁判所は、海兵が免除を享受しているか否かを付随的に検討すること無しに、どちらの当事国が裁判管轄権を行使し得るかと言う問題に対する完全な回答を提供することはできない。」⁽¹²¹⁾（下線、山下）

以上のことを踏まえ、海兵の免除の問題は、UNCLOS の「適用に予備的または付随的な問題」⁽¹²²⁾（questions preliminary or incidental to the application）に属し、UNCLOS 仲裁が管轄権を有すると判断された。⁽¹²³⁾そして、判決主文（Dispositif）において、「海兵が免除を享受しているため、インドは当該海兵に対する管轄権を行使する権限を有さない」と判断された。⁽¹²⁴⁾

2. 国連海洋法条約裁判手続の付随的管轄権

（1）国連海洋法条約以外の国際法としての海兵の免除

エンリカ・レクシエ号事件で争点となった免除とは、国家およびその財産が、一般的に他国の管轄権に服しないとする原則である。UNCLOS は、95 条で軍艦に対する免除を、また 96 条で政府の非商業的役務にのみ使用される船舶に対する免除を規定し、いずれに対しても旗国以外の国家の管轄権からの完全な免除を与えている。しかし、これら以外の主体に対して免除を与える規定は存在していない。そのため、軍艦および政府の非常行的役務にのみ使用される船舶以外の国家機関や船舶に対する免除は、エンリカ・レクシエ号事件で争点となった海兵を含め、認められないという説が存在する。⁽¹²⁵⁾他方で、VPD の制度

(121) *Ibid.*, para. 808.

(122) *Ibid.*, para. 809.

(123) *Ibid.*, para. 811.

(124) *Ibid.*, para. 1094 (B) (2).

(125) *Ibid.*, Dissenting Opinion – Judge Patrick Robinson, para. 38.

は、UNCLOS 発効後の 21 世紀初頭から、ソマリア近海で増加した海賊に対処するために導入された制度である。⁽¹²⁶⁾このことに鑑み、海賊からの保護のために民間船舶に海兵が乗船するという状況は、UNCLOS 起草時には想定にない可能性が示唆される。このように、エンリカ・レクシエ号事件における海兵の免除を巡る問題は、UNCLOS で明確に認められている訳でもなければ排除されている訳でもない、一般国際法で規律される非 UNCLOS 紛争として位置付けられると解される。

(2) 付随的管轄権と国連海洋法条約以外の国際法の適用

海兵に対する免除を規定する UNCLOS 以外の国際法に対して UNCLOS 仲裁が管轄権を行使したことについて、Rao は UNCLOS293 条に依拠していると指摘する。⁽¹²⁷⁾

UNCLOS 裁判手続が付随的管轄権に基づき潜在的に非 UNCLOS 紛争に対する判断権を有していたとしても、UNCLOS 以外の国際法の適用が認められていなければ、非 UNCLOS 紛争に対して管轄権を行使することはできないはずである。以上のことから、UNCLOS293 条 1 項は、付随的管轄権のもと許容される範囲に限り UNCLOS 裁判手続が非 UNCLOS 紛争に対して管轄権を行使することの基盤となると解される。

第 5 章 国連海洋法条約裁判手続の適用法と事項的管轄権に関する判例の展開に関する考察

UNCLOS293 条 1 項に基づき UNCLOS 以外の国際法規則を適用するということの具体的内容について、アークティック・サンライズ号事件以降の判例は

(126) Brigid Feldtmann, “On-Board Protection of Merchant Vessel from Perspective of International Law,” *Erasmus Law Review*, Vol. 11, No. 4 (2018), pp. 210-211.

(127) *Supra* note 111, Concurring and Dissenting Opinion – Dr Sreenivasa Rao Pemmaraju, para. 57.

サイガ号 (No.2) 事件と異なっている。しかし、アークティック・サンライズ号事件の UNCLOS 仲裁は、サイガ号 (No.2) 事件と異なる判断内容ではなく、むしろ、以下のようにサイガ号事件と整合的な判断を下していると評価している。

「広範な文言や一般的な規定の場合、UNCLOS の特定の規定を解釈および適用するために、UNCLOS 以外の国際法の主要な規則に依拠する必要がある場合もある。仲裁裁判所および ITLOS が、関連する国際法の規則の適用を認めるものとして UNCLOS を解釈している。例えば、サイガ号 (No.2) 事件では、ITLOS は船舶の拿捕のための実力の行使について検討する際に、実力の行使に関する一般国際法の規則を考慮した。」⁽¹²⁸⁾ (下線、筆者)

このように、アークティック・サンライズ号事件では、サイガ号 (No.2) 事件は UNCLOS 以外の国際法に対して管轄権を行使した事例と評価されていない。むしろ、サイガ号 (No.2) 事件は、UNCLOS の規定の意味を特定するために、293条1項のもと UNCLOS 以外の国際法規則を考慮した、いわば UNCLOS の一般的な文言や規定の意味を解釈・適用した事例であると評価されている。すなわち、アークティック・サンライズ号事件の UNCLOS 仲裁の評価によれば、サイガ号 (No.2) 事件は、UNCLOS 以外の国際法規則を UNCLOS 上の規則に依拠することなく直接適用した事例ではなく、また UNCLOS 以外の国際法規則に対して UNCLOS 裁判手続が管轄権行使した事例ではないのである。

これに対して、Peter Tzeng は、アークティック・サンライズ号事件の UNCLOS 仲裁による上記のようなサイガ号 (No.2) 事件の評価内容は適切でないと批判している。彼によれば、まず、サイガ号 (No.2) 事件では UNCLOS のどの規定を解釈・適用したのかを特定しておらず、また、判決主文でギニアが違反した国際法を述べる際、UNCLOS に違反していると述べなかったとい

(128) *Supra* note 72, para. 188. サイガ号 (No.2) 事件に対するアークティック・サンライズ号事件の UNCLOS 仲裁のこのような評価は、Duzgit Integrity 事件でも引用されている。*Supra* note 82, para. 208.

⁽¹²⁹⁾う。また、Peter Tzeng は、サイガ号 (No.2) 事件では、船舶に対する実力の行使に関する UNCLOS 以外の国際法規則にギニアが違反したことが、判決主文で述べられていることを指摘している。確かに、もしサイガ号 (No.2) 事件が UNCLOS の条文を解釈・適用する過程で外国船舶に対する実力の行使を検討していたならば、具体的に UNCLOS のどの条項を解釈・適用しているのかを特定し、判決主文では UNCLOS 違反が判断されることになるだろう。そのため、サイガ号 (No.2) 事件において、UNCLOS 以外の国際法規則が考慮されるに留まらず、UNCLOS 以外の国際法規則に対して管轄権が行使されたことに基づき、UNCLOS 仲裁はサイガ号 (No.2) 事件を適切に評価していないという Peter Tzeng の批判は妥当である。

Peter Tzeng による批判を受けて、次の2点が指摘される。第1に、サイガ号 (No. 2) 事件、ガイアナ対スリナム海洋境界画定事件、ヴァージニア G 号事件と発展・確立してきたそれまでの判例法について、アークティック・サンライズ号事件以降の判例で変更が生じた要因についてである。UNCLOS 裁判手続が設定された当初、著名な国際法学者から批判的な評価を受けることが少なくなかった。⁽¹³¹⁾このような批判を乗り越えるために、UNCLOS 裁判手続は設立当初、付託された紛争に対して積極的に管轄権を認めて処理することで、有用性を示そうと試みていたことが示唆される。この点に関して、サイガ号 (No. 2) 事件およびヴァージニア G 号事件において管轄権が行使された非 UNCLOS 紛争

(129) Tzeng, *Supra* note 29, p. 254.

(130) *Ibid.*, p. 255.

(131) 例えば、Alan Boyle は、cafeteria approach と称して批判した。Alan Boyle, “Dispute Settlement and the Law of the Sea Convention: Problems of Fragmentation and Jurisdiction,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 46 (1997), pp. 39-41. また、小田滋と Gilbert Guillaume は、ITLOS のような専門法廷の設立は国際法の統一性を破壊しかねないと批判した。S. Oda, “The Future of International Judicial Institutions,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 44 (1995), p. 863; G. Guillaume, “The Future of International Judicial Institutions,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 44 (1995), p. 848.

は、「海洋法にも適用される人道上の考慮」と述べられていることから、海洋法の紛争であった。海洋法に関する紛争であるにもかかわらず、UNCLOS 裁判手続では解決できないと判断が下されることで、UNCLOS や UNCLOS 裁判手続の信頼や評価が損なわれることが危惧された結果、管轄権が行使されることとなったとも考えられる。これに対し、ガイアナ対スリナム海洋境界画定事において UNCLOS 仲裁が管轄権を行使したのは、国連憲章および一般国際法上の武力による威嚇である。本件はガイアナとスリナムの間において継続していた海洋境界画定紛争が主たる争点であったため、武力による威嚇はこのような海洋事項に関する付随する形で生じたものであると UNCLOS 仲裁が評価したことにより管轄権が行使されたとも示唆され得るが、武力による威嚇自体は海洋法とは評価し難い。ガイアナ対スリナム海洋境界画定事件における UNCLOS 仲裁の判断は、あらゆる紛争に対する管轄権の付与を認めるものだという批判が寄せられている。その後、年月の経過とともに UNCLOS 裁判手続の判例も積み重なり一定の評価を得たことも遠因となっているのか、同じく人権条約という海洋法ではない国際法に対する管轄権行使の可否が問われたアーケティック・サンライズ号事件において、UNCLOS 締約国による UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権の範囲を巡る合意を尊重し、先例が抱えていた権限踰越の批判を克服した判断へと切り替わったと言えよう。

第2に、Peter Tzeng が批判するような問題を抱えているにもかかわらず、UNCLOS 仲裁が敢えてサイガ号 (No.2) 事件をアーケティック・サンライズ号事件と整合的だと述べていることの意義とは何かという点である。すなわち、敢えてサイガ号 (No.2) 事件を整合的であるとサイガ号 (No.2) 事件を評価したことにより、アーケティック・サンライズ号事件の判断内容を定着させようとしているのだと考えられる。そのため、アーケティック・サンライズ号事件以前の判例、つまりサイガ号 (No.2) 事件、ガイアナ対スリナム事件、およびヴァージニア G 号事件に依拠して、紛争当事国が UNCLOS 裁判手続に対して UNCLOS 以外の国際法違反の判断を求めるために UNCLOS 293 条 1 項を用いることは、今後の UNCLOS 裁判手続がアーケティック・サンライズ号事件の

判断内容に従う限り不可能となる。

おわりに

1. 各章における検討結果

本稿は、UNCLOS293条1項に基づき UNCLOS 裁判手続が UNCLOS 以外の国際法を適用することが、UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権にどのような影響を及ぼすのかという問題に取り組んだ。具体的には、UNCLOS 裁判手続が UNCLOS293条1項に基づき UNCLOS 以外の国際法の違反を判断することにより、UNCLOS 紛争に限定されている事項的管轄権が拡張され得るのかを検討した。

第1章では、Oxman により示された UNCLOS 裁判手続の機能に関する学説の検討を行い、管轄権の射程に対する示唆を図った。Oxman が示す一方の見解である実体的モデルでは、UNCLOS 裁判手続の法秩序促進機能が強調され、海洋に関する普遍的で包括的な統一の条約として確立することを目的とする UNCLOS により設計された秩序を明確化し、かつその遵守を促進するために、UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権は拡張的に捉えられる。Oxman が示すもう一方の見解である手続的モデルでは、UNCLOS を締約国の政治的な取極めによる実践として認識することで、UNCLOS 裁判手続をそのような政治的取極めを実施するための付随的なシステムと捉える。そのため、手続的モデルのもとでは、UNCLOS 裁判手続の管轄権に関する国家の合意が重視されるため、管轄権拡張については慎重に捉えられる。ただし、いずれかが二者択一的に正しいというものではないため、学説の検討のみによって結論付けることができなかった。そのため、続く第2章および3章では判例の分析により検討を行った。

第2章では、サイガ号 (No.2) 事件の判断内容を出発点として、ガイアナ対スリナム海洋境界画定事件およびヴァージニア G 号事件によって引き継がれた。これら3つの判例において、UNCLOS293条1項に基づき、UNCLOS 裁判手続が UNCLOS に明確に規定されていない国際法を直接適用し、判決主文で

UNCLOS 以外の国際法に違反していることが指摘され、非UNCLOS 紛争に対して管轄権を拡張することが認められていることが明らかとなった。このような判断内容は、海洋の秩序促進を志向する実体的モデルの視点から支持される一方、手続的モデルの観点からは、UNCLOS 締約国が合意の結晶である条文（288条1項）ではUNCLOS 紛争に事項的管轄権の射程を限定している点に鑑みると適切ではない。特に、裁判付託事項を逸脱した判決は権限踰越により無効となる。UNCLOS 裁判手続のうち ICJ 以外の ITLOS、UNCLOS 仲裁、UNCLOS 特別仲裁による判決は、当事国間の事前または事後の合意により設定された手続のもと、事項的管轄権の射程からの明白に違反していないかを問う明白性基準により、権限踰越を構成する可能性を有する。そのため、付託された紛争が事項的管轄権の射程内であるかを検討せず、または事項的管轄権の射程外であるにもかかわらず、UNCLOS293条1項に基づき非UNCLOS 紛争に対して管轄権を行使することは、権限踰越により判決無効を招く危険があるため、適切ではない。

第3章では、現在の判例は第2章で検討したような UNCLOS293条1項に基づく非UNCLOS 紛争への管轄権行使を認める手法が採用していないことについて検討を行った。まず、サイガ号（No. 2）事件に次いでUNCLOS293条1項が論点となった MOX プラント事件では、管轄権を行使することと、法を適用することが区別され、UNCLOS293条1項はUNCLOS 裁判手続の管轄権を非UNCLOS 紛争へと拡張するものではないと述べられた。ガイアナ対スリナム事件およびヴァージニア G 号事件では MOX プラント事件が引用されなかったものの、アークティック・サンライズ号事件および Duzgit Integrity 号事件では、MOX プラント事件を援用し、次の通り判断された。第1に、UNCLOS293条1項それ自体が、UNCLOS 裁判手続に対し、UNCLOS に明確に規定されていない国際法について判断を下す権限を付与するものにはならない。第2に、UNCLOS 裁判手続がUNCLOS で明確に規定されていない国際法を適用することの意味とは、考慮することである。具体的には、UNCLOS 裁判手続がUNCLOS で明確に規定されていない国際法を適用することができるのは争

点となっている UNCLOS の規定が *renvoi* 規定である場合である。UNCLOS の条文が UNCLOS 以外の国際法を包含する場合、言い換えれば、UNCLOS の条文上の文言の意味の詳細が UNCLOS 以外の国際法に委ねられている場合である。そして、考慮するということの意味は、UNCLOS の規定に完全な効果を与えることや、その解釈・適用を助けること、すなわち、UNCLOS の条文を解釈する作業であることが示された。そのため、UNCLOS の実体規則と紐づく UNCLOS293 条 1 項のみに依拠して UNCLOS 以外の国際法を直接適用することは認められない。また、仮に UNCLOS 裁判手続が UNCLOS293 条 1 項に基づき UNCLOS で明確に規定されていない国際法に関する検討を行ったとしても、それは UNCLOS の解釈適用の範囲内に留まる。

第 4 章では、エンリカ・レクシエ号事件を手掛かりに、UNCLOS 裁判手続の付随的管轄権に依拠することで、UNCLOS293 条 1 項は UNCLOS 裁判手続が非 UNCLOS 紛争に管轄権を行使する基盤となることが明らかになった。他方で、やはり UNCLOS293 条 1 項のみに依拠して UNCLOS 以外の国際法を直接適用するものではなく、その意味で UNCLOS 裁判手続はヴァージニア G 事件までの先例から態度が変更していると解される。

第 3 章および第 4 章の検討の結果、ヴァージニア G 号事件以降のアーケティック・サンライズ号、Duzgit Integrity 号事件、そしてエンリカ・レクシエ号事件において、先例から判例変更が生じている。第 5 章では、このような判例変更が生じたことについて考察を行った。第 1 になぜ判例変更が生じた要因について考察を行った。先例では海洋法秩序の維持を重視し実体的モデルを志向していたものの、ガイアナ対スリナム海洋境界事件では海洋法ではない国連憲章 2 条 4 項に対して管轄権を行使したことが批判を招き、同じく人権条約という海洋法ではない国際法に対する管轄権行使の可否が問われたアーケティック・サンライズ号事件で修正が行われたと解される。第 2 に、アーケティック・サンライズ号事件と Duzgit Integrity 号事件のどちらも、サイガ号 (No.2) 事件を、UNCLOS 以外の国際法規則に対して管轄権を行使した事例ではなく、UNCLOS 上の規則の解釈・適用の際に必要な、UNCLOS 以外の国際法規則を

考慮した事例であったと評価されていることに対する考察を行った。先例から判例変更が行われたとは評価せず、先例と整合的な判断を下したというのが、同事件における UNCLOS 仲裁の認識である。UNCLOS 仲裁による先例の認識は正しいとは言えず、やはり判例変更が行われていると評価されるべきである。しかし、先例と整合的だという半ば強引とも思われる評価を取って行うことにより、UNCLOS 裁判手続では、アークティック・サンライズ号事件および Duzgit Integrity 号事件の判断内容の定着が図られているのだと考えられる。

2. 今後の研究課題

本論文における検討の結果、UNCLOS 293 条 1 項の問題は UNCLOS 裁判手続の管轄権の射程を規律する規定ではなく、付託された紛争が 288 条 1 項に基づく UNCLOS の解釈・適用紛争であることを前提としていることが明らかになった。そのため、UNCLOS 裁判手続が UNCLOS 以外の国際法上の争点に判断を下すことができるかを考えるには、そのような争点を含む紛争が UNCLOS の解釈・適用紛争とみなされるのか、つまり UNCLOS 裁判手続の管轄権の範囲そのものに対する分析に取り組むことの重要性が指摘される。

第 1 に、UNCLOS 裁判手続の管轄事項である UNCLOS 紛争の姿を明らかにする必要がある。特に、UNCLOS 仲裁のチャゴス諸島海洋保護区事件（2015 年）や南シナ海事件（2016 年）、沿岸国権利事件（2018 年）では、付託された紛争は UNCLOS の文言の意味を争う UNCLOS 紛争であると見受けられる一方、両国間に現実には生じている領土主権紛争という非 UNCLOS 紛争を論点として含んでいたことから、UNCLOS 仲裁の事項的管轄権の射程内かが問題となった。これらの判例の分析を通じて、付託された紛争が UNCLOS 裁判手続の事項的管轄権の射程内なのか、すなわち UNCLOS 紛争であるか否かの判断方法とその根拠を明らかにする必要がある。

第 2 に、エンリカ・レクシエ号事件において、付随的管轄権という概念のもと非 UNCLOS 紛争に対する UNCLOS 仲裁の管轄権行使が認められた。UNCLOS 裁判手続の管轄権の射程を明らかにするには、付随的管轄権の射程内に含まれ

るか否かの判断基準を分析する必要がある、また付随的管轄権は当事国間の合意を基盤としないことから、何が根拠となっているのかを検討する必要がある。

UNCLOS裁判手続における事項的管轄権の更なる検討のため、以上の2点を今後の研究課題としておきたい。